

| 区分・名称                       | 所管        | 入居年齢                                       | 概要   | 設置主体  |                            |
|-----------------------------|-----------|--|--|---|----------------------------|
| 特別養護老人ホーム                   | 厚生労働省     | 65歳以上                                      | 要介護認定を受けた高齢者が入居し、必要な介護サービスや食事や入浴などの日常生活のサポートが行われる。介護保険上の「介護老人保険施設」と位置付けられている。  | 地方公共団体<br>社会福祉法人  |                            |
| 養護老人ホーム                     |           | 65歳以上                                      | 身体上・精神上・環境上の理由及び経済的な理由により、自宅生活が困難と市町村に認定された高齢者が入居できる。食事、入浴などの日常生活サポートや軽度の介護サービスは受けられる。                               | 医療法人<br>社会福祉法人  |                            |
| 軽費老人ホーム                     |           | 60歳以上                                      |  | 家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な高齢者または高齢者夫婦が入所でき、食事や入浴などの日常生活に必要なサービスが提供される。               | 地方公共団体<br>社会福祉法人<br>医療法人など |
|                             |           |  | A型   | 入居に当たっては所得制限があり、また、身の回りのことが自分で出来る程度の健康状態であることが必要。   |                            |
|                             |           |  | B型   | 入居に当たっては所得制限があり、また、自炊が原則のため、自炊できる程度の健康状態であることが必要。   |                            |
| 介護利用型<br>(ケアハウス)            |           |  | 自炊できない程度の身体機能の高齢者が入居する。全室個室や車椅子利用が可能など、A型・B型に比べ介護や住宅的機能が配慮されている。なお、ケアハウスには所得制限はない。                                   | PFI方式の新型ケアハウスの場合は民間企業でも可  |                            |
| 老人保健施設                      |           | 原則<br>70歳以上                                | 要介護認定を受けた高齢者が入居できる。リハビリテーション等を行い、家庭生活への復帰を目的とした医療機関と家庭との中間施設であるため、数ヶ月程度の入居しかできない。                                    | 医療法人<br>社会福祉法人  |                            |
| 療養型病床群                      |           |  | 主として長期にわたり入院療養を必要とする要介護の高齢者が入居する病院。  | 医療法人  |                            |
| 有料老人ホーム                     |           | 各ホーム<br>による                                |  | 常時10人以上の高齢者が入居し、食事の提供や日常生活に必要なサービスが提供される。   | 制限なし                       |
|                             |           |  | 介護付き<br>(特定施設)   | 都道府県より「特定施設入所者生活介護」事業者として指定されたホーム、介護等はそのホームが提供するサービスを利用する。入居する際の身体状態等の条件はホームにより異なる。         |                            |
|                             |           |  | 住宅型  | 介護が必要となった場合、外部の介護サービスを利用しながら生活を継続することができる。  |                            |
|                             |           |  | 健康型  | 介護が必要となった場合には、契約を解除し退去しなければならない。  |                            |
| グループホーム                     |           | 65歳以上                                      | 要介護状態の痴呆性高齢者が、5-9人を1ユニットとして、食事、入浴、排せつ等の生活全般のサポートを受けながら、家庭的な環境の中でスタッフとともに生活するホーム。                                     | 制限なし  |                            |
| 生活支援ハウス<br>(高齢者生活福祉センター)    |           | 原則<br>60歳以上                                | 一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦が入居できる。居室にはキッチン・トイレがあり、原則、自炊であるが、給食も可能。利用料は所得による。介護は併設されているデイサービスセンターを利用。                             | 地方公共団体<br>社会福祉法人  |                            |
| 厚生年金老人ホーム・<br>厚生年金終身利用老人ホーム |           | 60歳以上 <sup>1)</sup><br>65歳以上 <sup>2)</sup> | 厚生年金受給者を対象とした老人ホーム。終身利用型以外のホームでは、要介護となった場合は退去する必要がある。  | 厚生年金事業振興財団  |                            |
| 簡易保険老人福祉施設<br>(加入者ホーム)      |           | 65歳以上 <sup>3)</sup>                        | 簡易保険加入者を対象としたホーム。利用期間が1ヶ月以下の短期利用型、1-5年以下の長期利用型、終身利用型の3タイプがある。終身利用型以外は、要介護となった場合は退去する。                                | 簡易保険福祉事業団   |                            |
| シルバーハウジング                   |           | 国土交通省                                      | 60歳以上  | バリアフリーや緊急時対応など高齢者の生活特性に配慮した公営の賃貸集合住宅。生活援助員(LSA)が日中勤務しており生活相談や安否確認等が受けられる。但し、介護サービスは外部利用。    | 地方公共団体<br>都市再生機構           |
| 高齢者向け優良賃貸住宅                 |           |  | 60歳以上  | バリアフリーや緊急時対応など高齢者の生活特性に配慮した賃貸集合住宅。介護サービス等は外部利用。なお、民間事業者が建設する場合は建設費等の補助が受けられる。               | 民間事業者<br>住宅供給公社等           |
| 高齢者円滑入居賃貸住宅                 |           |  |  | 賃貸住宅の貸主が、都道府県知事または各都道府県の指定登録機関に、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅(高齢者円滑入居賃貸住宅)として登録した住宅。                      | 制限なし                       |
| 安心ハウス                       |           |  |  | 一つの建物に有料老人ホーム、グループホームなどの様々な形態の高齢者住宅が入居し身体状況等に応じて住むことができる。経済財政諮問会議の「改革工程表」(平成13年9月)に位置付けられた。 | 制限なし                       |
| シニア住宅                       | 高齢者<br>財団 | 概ね<br>60歳以上                                | 自立した日常生活ができる高齢者を対象にした賃貸集合住宅。(財)高齢者住宅財団の認定事業。安否確認、フロントサービス等の基礎サービスはシニア住宅管理者が直接提供し、食事・家事援助・介護等の選択サービスは外部との提携等により提供される。 | 制限なし<br>ただし、「シニア住宅」としての認定は必要  |                            |
| 高齢者向けマンション                  |           |  | バリアフリーの仕様のマンション等に外部の食事サービスや訪問介護サービスを組み合わせ提供するもの、生活支援サービス付アパート、高齢者向け賃貸マンション、安心ハウスなど、                                  |   |                            |

注) 1): 厚生年金老人ホームの入居条件である年齢  
2): 厚生年金終身利用老人ホームの入居条件である年齢  
3): 終身利用型の入居条件である年齢